

相続税における 生命保険の活用法



相続において生命保険は万能です。
相続税の争続対策、節税対策、納税資金の準備といったように様々なことに活用できます。
しかし、掛けすぎでは節税対策にはなりませんし、節税になると思っていても実際には全く節税になっていなかった、ということも多々見受けられます。
そういった注意点などを事例を踏まえて説明致します。

このような方はぜひご参加ください！

- 相続税の節税対策を知りたい
- 自分の生命保険が相続税対策になっているかを知りたい
- 特定の相続人に財産を渡したい



- 日時：令和3年5月21日（金）10:00～11:30（受付9:40～）
- 会場：プラサヴェルデ401会議室
（沼津市大手町1-1-4 沼津駅北口から徒歩3分 駐車場有）
- 参加費：無料
- 講師：長田浩明（株式会社イワサキ経営 資産税課）

お申し込み：FAX 055-923-9240 もしくはホームページ→セミナーよりお申し込み下さい

氏名		会社名	
TEL		E-mail	
参加希望日			



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ

〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1
TEL 055-922-9870

<https://www.tax-iwasaki.com>
株式会社イワサキ経営 資産税課 雑田

QRコードからもお申し込みいただけます→

